**９　弁護士不祥事問題**

**（１）不祥事対策と不祥事の増加傾向**

　　　日弁連は、2005（平成17）年4月に弁護士職務基本規程を制定して、弁護士倫理に関する規定を整備し、倫理研修を義務化するなどの方策を通じて弁護士倫理の充実に注力しており、弁護士の不祥事・非行に対しては、紛議調停制度及び懲戒制度の運用により対処してきた。

　　　ところが、弁護士人口の増加、弁護士の活動領域の拡大、広告の自由化など弁護士を巡る環境が変化する中で、一部には弁護士の経済的逼迫化といった現象も認められ、不祥事・非行は増加傾向をたどっている。

　　　殊に、2011（平成23）年以降、弁護士が多数の依頼者から巨額の預り金を横領しまたは保全事件の保証金等の名下で金員を詐取するといった事実が発覚して会員が逮捕される事件が立て続けに発生するに至り、また、成年後見人・後見監督人に就任した弁護士が被後見人の資金を詐取・着服する事件も相次いで発生した。これらの事件に対して、マスコミ報道では、弁護士会の自浄作用に対する厳しい論調が目立っている。

**（２）弁護士会の対応**

　　　日弁連は、この状況を放置しては市民の弁護士に対する信頼を著しく損ない、ひいては弁護士自治を根底から揺るがせかねない事態に発展しかねない、との危機感を強め、2012（平成24）年10月、市民窓口及び紛議調停制度に関するワーキンググループ内に弁護士不祥事対策検討プロジェクトチームを設置した。

　　　そして、同プロジェクトチームは、2013（平成25）年1月10日付「不祥事の根絶をめざして」を策定し、預り金管理に関する規程の制定、市民窓口に寄せられた情報の積極的活用、市民窓口の機能強化、事前公表制度の適時運用、弁護士相談窓口の整備、研修制度の強化等の提言を行った。

　　　上記の提言を踏まえ、日弁連は、2013（平成25）年5月31日の定時総会において、「預り金等の取扱いに関する規程」を制定した。これによって、会員の依頼者からの預り金について、弁護士会が照会・調査を行う範囲や会員の回答義務・調査協力義務の範囲が拡大され、弁護士会による早期に迅速な調査が可能となった。

　　また、日弁連は、2013（平成25）年6月、新たに弁護士職務の適正化に関する委員会（以下「日弁連職務適正化委員会」という。）を設置し、同委員会の提言に基づき、同年12月24日付で「不祥事の根絶を目指してその2」を策定し、執行部での会費滞納情報の共有化、多重苦情対象弁護士の指導監督の強化、メンタルヘルス対策としての会員サポート制度の全国展開、マネージメント研修の導入、弁護士会相互間の情報交換システムの整備、懲戒手続に関する全国協議会の開催、被害救済基金制度の検討などが提言された。

この提言に基づき、懲戒手続運用等に関する全国協議会の開催による会請求・事前公表制度運用の共有化が図られ、2015（平成27）年3月に「不祥事防止マニュアル」が発刊され、同年10月から、全国規模でのメンタルヘルスカウンセリング制度が開始された。

　　　一方、日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会においても、賠償保険加入等を内容とする後見人推薦名簿登載要件や推薦要件の厳格化、各家裁と各弁護士会の定期的な協議会の開催、弁護士会による職務報告の点検、「名簿提出方式」から「会推薦方式」への移行、職務ガイドラインの設定、研修・ＯＪＴ等による後見人のサポート体制の整備などが提言され、日弁連から、各弁護士会には、2014（平成26）年2月26日付で、この提言の取組み要請がなされた。

　　　東弁においては、日弁連とほぼ同時期の2013（平成25）年5月29日の定時総会において、「預り金等の取扱いに関する会規」を制定した。

　　　また、新たに、多重苦情対象弁護士に対する通知制度（弁護士業務等に関する市民窓口規則第5条第2項）を新設した他、従来の規則の運用（弁護士業務等に関する市民窓口規則第4条の2第1項）により、市民窓口委員会内に調査チームを設置し、迅速且つ機動的な調査体制の整備を図った上、不祥事関連委員会連絡協議会の開催、市民窓口への苦情・紛議調停・会費滞納その他関連情報の集約、倫理研修の強化・活性化、会員サポート窓口・業務妨害対策・心の相談ホットラインなどの機能強化その他の対策が押し進められることとなった。

**（３）今後の課題**

　　　イギリスにおいて、ソリシターの暴利行為等とロー・ソサイエティがこれに対する苦情処理を適切になし得なかったことが市民の批判に曝され、弁護士自治の一部を失ってしまったことは記憶に新しく、弁護士の不祥事・非行の続発が市民に対する弁護士・弁護士会の信頼を損ね、ひいては弁護士自治制度自体の存続を危機に陥れる可能性があることは明らかである。

　　　2012（平成24）年以来、日弁連・東弁が、預り金管理に関する規制を行うなどの対策を実施したことは、時宜に適した対応として評価できるが、その後も、架空不動産取引に絡んだ巨額な詐欺事件に関与し或いは預り金を着服して逮捕される弁護士が後を絶たず、不祥事事案の発生・拡大が憂慮されている。

　　　今後も、弁護士会においては、会員の不祥事・非行について、迅速且つ適切な調査・助言・指導を実行する体制の強化とその実践が必要とされている。

　　　ただ、弁護士・弁護士法人は、各々が職務の独立性を有しているから、弁護士会による調査・助言・指導等が個別事件における弁護士・弁護士法人の職務遂行に対して過度な干渉とならない配慮も必要であるとともに、弁護士会の調査にも自ずと限界があることも自覚すべきである。

　　　その一方で、依頼者・被後見人からの預り金横領等の事案に対する世論の厳しい批判があることは深く認識すべきであり、依頼者保護給付金制度創設・弁護士のライフプランの検討と会員サポート制度の拡充等とともに、実施状況の調査を踏まえた預り金の取扱いに関する規則の見直しを行うなど、非行予防と被害拡大防止の為の方策の更なる検討が必要と考えられる。

　　　また、会派においても、所属会員による不祥事・非行の予防の為、弁護士倫理の啓発に努めるべきであるし、また、弁護士会における不祥事・非行への対応は担当委員の献身的な努力に支えられているのが実状であり、これに積極的な人材の供給を行う必要がある。

**（４）非弁提携事案の現状と対策**

　　　弁護士が非弁業者と提携して事件の周旋を受ける、いわゆる非弁提携事案について、2002（平成14）年2月28日、日弁連は、「多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止に関する規程」を制定し、その根絶を目指してきた。

　　　しかし、最近も、債務整理・過払金請求・インターネットや詐欺的商法による被害賠償などを唱ったインターネット広告を利用し、ＮＧＯ・ＮＰＯ法人・広告業者・貸金業者から顧客紹介を受けているケースや、更には非弁業者が実質的に事務所経営を支配していると思われるケースが後を絶たない。

　　　非弁提携事案は、弁護士による法律事務の独占だけでなく、市民の公正円滑な法律生活と法律秩序を侵すもので、絶対に容認できないものであって、弁護士会は、従前以上に、非弁提携事案の厳正な取り締まりを行うとともに、調査対象事件を多重債務整理事件に限定している日弁連規程の見直しを内容とする東弁独自の非弁提携対策規則を策定するなど、非弁提携事案の根絶に必要と思われる対策の検討を継続すべきである。